



答 申 第 5 8 7 号  
平成 28 年 10 月 24 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第7条第2項第5号及び第3項の規定に基づき、平成28年10月24日付け神保高介第3207号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

情報連携基盤システムへの情報項目の追加のための  
後期高齢者医療レセプトデータ情報の収集について  
(条例第7条「収集の制限」に関して)

- 1 後期高齢者が要介護状態となるリスクの要因を探求するため、兵庫県後期高齢者医療広域連合が保有する後期高齢者医療レセプトデータを収集することは、介護予防効果検証の充実を図り、より効果的な介護予防施策の展開を可能とするもので、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、保有する必要のなくなった個人情報を確実に速やかに廃棄する等、個人情報の適正な維持管理を行わなければならない。

情報連携基盤システムへの情報項目の追加のための  
後期高齢者医療レセプトデータ情報の収集について  
(条例第7条「収集の制限」に関して)

◎は条例第7条3項に該当するもの

【後期高齢者医療レセプトデータ情報】

- ・保険者番号
- ・郵便番号
- ・医療機関コード
- ・医療機関郵便番号
- ◎診療行為コード
- ◎診療行為名称
  - ・診療行為点数
  - ・調剤料点数
  - ・薬剤料点数
  - ・決定点数
  - ・算定回数
- ◎傷病名コード
  - ・レセプト全国共通キー
- ◎医学的処置の内容
- ◎診療行為、医薬品、特定器材



答 申 第 588 号  
平成 28 年 10 月 24 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、平成 28 年 10 月 24 日付け  
神保高介第 3207-2 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

情報連携基盤システムにおける介護保険第 1 号被保険者情報に  
追加される項目の利用について  
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 介護保険制度が改正され、平成 29 年度に介護予防・日常生活支援総合事業へ制度移行されることから、総合事業の事業評価を実施するにあたり、事業対象者情報やサービス利用実績データ等の情報を利用することは、本市における高齢者の健康実態をより多面的に把握・分析し、効果的な介護予防施策の展開を可能とするもので、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

情報連携基盤システムにおける介護保険第1号被保険者情報に  
追加される項目の利用について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【介護予防・生活支援サービス事業対象者情報】

(総合事業管理システム/(旧)生活機能評価管理システム)

- ・事業対象者申請情報
- ・事業対象者判定情報

(介護保険システム)

- ・介護予防ケアマネジメント情報
- ・支給限度額情報

(事業者より提出されたサービス利用実績ファイル)

- ・受給サービス情報

【第1号被保険者情報】

- ・一般介護予防事業参加情報



答 申 第 5 8 9 号  
平成 28 年 10 月 24 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、平成28年10月24日付け  
神保健健第2010号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

情報連携基盤システムへの後期高齢者歯科健診受診者情報等の利用について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 口腔機能と介護予防や要介護認定率等の評価分析を行うため、後期高齢者歯科健診受診者情報を保健福祉局高齢福祉部介護保険課が利用することは、より効果的な介護予防施策の展開を可能とするものであり、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

情報連携基盤システムへの後期高齢者歯科健診受診者情報等の利用について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【後期高齢者歯科健診受診者情報】

- ・後期高齢者医療被保険者証の記号・番号
- ・氏名
- ・性別
- ・生年月日
- ・健診受診日
- ・健診結果
- ・受診区
- ・医療機関コード

答 申 第 5 9 0 号  
平成 28 年 10 月 24 日

神戸市長 久 元 喜 造 様



神戸市個人情報保護審議会  
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、平成 28 年 10 月 24 日付け神保高介第 3207-3 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

情報連携基盤システムへの情報項目の追加について  
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 介護予防効果検証のための情報連携基盤システムを活用した、高齢者の健康実態の把握と多面的な評価分析の拡充のため、新たに介護予防・生活支援サービス事業対象者情報等の情報項目を追加して、電子計算機処理することは、より効果のある介護予防施策の展開が期待でき、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

情報連携基盤システムへの情報項目の追加について  
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

◎は条例第 11 条 2 項に該当するもの

情報連携基盤整備システムにおける電子計算機処理される新たな項目

【介護予防・生活支援サービス事業対象者情報】

(総合事業管理システム/(旧)生活機能評価管理システム)

- ・事業対象者申請情報
  - ・事業対象者判定情報
- (介護保険システム)
- ・介護予防ケアマネジメント情報
  - ・支給限度額情報

(事業者より提出されたサービス利用実績ファイル)

- ・受給サービス情報

【第 1 号被保険者情報】

- ・一般介護予防事業参加情報

【後期高齢者歯科健診受診者情報】

- ・後期高齢者医療被保険者証の記号・番号
- ・氏名
- ・性別
- ・生年月日
- ・健診受診日

◎健診結果

- ・受診区
- ・医療機関コード

【後期高齢者医療レセプトデータ情報】

- ・保険者番号
- ・郵便番号
- ・医療機関コード
- ・医療機関郵便番号

◎診療行為コード

◎診療行為名称

- ・診療行為点数



- ・調剤料点数
- ・薬剤料点数
- ・決定点数
- ・算定回数
- ◎傷病名コード
  - ・レセプト全国共通キー
- ◎医学的処置の内容
- ◎診療行為、医薬品、特定器材

答申第591号  
平成28年10月24日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第12条の規定に基づき、平成28年10月24日付け神保高介第3207-4号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

情報連携基盤システムと介護予防効果検証のための分析作業拠点との  
オンライン化について  
(条例第12条「電子計算機の結合の制限」に関して)

- 1 介護予防効果検証のための情報連携基盤システムを、関東に設置されたデータの分析拠点とVPN回線でオンライン化することは、学識経験者による、より効率的かつ詳細なデータ分析を可能とし、効果的な介護予防施策の展開に寄与するものであり、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないように、事務に携わる者への研修を十分に行うとともに、システム及び運用の両面にわたり適切な情報セキュリティ対策を講じなければならない。

また、電子計算機結合により、個人情報を提供する分析作業拠点に対しては、提供する個人情報が適正に取扱われるように協定を締結する等、必要な措置を講じられたい。

情報連携基盤システムと介護予防効果検証のための分析作業拠点との  
オンライン化について  
(条例第 12 条「電子計算機の結合の制限」に関して)

◎は条例第 11 条 2 項に該当するもの

【第 1 号被保険者情報】

- ・資格区
- ・性別
- ・年齢
- ・小学校区・中学校区・あんしんすこやかセンター圏域
- ・資格区分
- ・資格得喪届出日
- ・資格得喪理由
- ・資格得喪日
- ・旧措置者区分
- ・死亡届出者情報
- ・証情報(有効期限、交付理由、交付日、回収日)
- ・施設入退所年月日
- ・賦課基本情報
- ・税・所得情報
- ・減免情報
- ・国保情報
- ・老年福祉年金情報
- ・生活保護情報
- ・特徴情報
- ・保険料額
- ・保険料年額
- ・一般介護予防事業参加情報

【介護保険受給者情報】

- ・支給限度額情報
- ・居宅サービス計画情報
- ・受給サービス情報
- ◎認定申請情報
- ◎認定調査結果情報
- ◎一次判定情報
- ◎意見書情報

◎二次判定情報

- ・申請取下情報

【介護予防・生活支援サービス事業対象者情報】

- ・介護予防ケアマネジメント情報
- ・支給限度額情報
- ・受給サービス情報

◎事業対象者申請情報

◎事業対象者判定情報

【生活機能評価情報】

- ・性別

◎問診項目

◎生活機能評価判定

【特定健診受診者情報】

- ・郵便番号
- ・行政区コード

【特定健診結果情報】

- ・健診機関コード
- ・実施区分
- ・実施年月日
- ・性別
- ・郵便番号

◎健診結果(身長、体重、腹囲、血圧等)

◎問診結果(服薬状況、既往歴、食習慣、飲酒量等)

◎メタボリックシンドローム判定

◎保健指導レベル(階層化)

◎医師の判定

- ・医師の氏名

【後期高齢者健診受診者情報】

- ・性別
- ・健診(検診)の種別
- ・健診(検診)受診日

◎健診(検診)結果

- ・受診医療機関、受診健診会場

【後期高齢者歯科健診受診者情報】

- ・ 健診受診日
- ◎健診結果
  - ・ 受診区
  - ・ 医療機関コード

【後期高齢者医療レセプトデータ情報】

- ◎医療機関名・薬局名
- ◎診療科
  - ・ 郵便番号
  - ・ 給付割合
  - ・ 診療開始日
  - ・ 診療年月日
  - ・ 調剤年月
  - ・ 診療実日数
  - ・ 入院年月日
- ◎転帰区分
- ◎傷病名コード
- ◎傷病名、主傷病名
  - ・ 医療機関コード
  - ・ 医療機関郵便番号
- ◎診療行為コード
- ◎診療行為名称
  - ・ 診療行為点数
  - ・ 調剤料点数
  - ・ 薬剤料点数
  - ・ 決定点数
  - ・ 算定回数
  - ・ レセプト全国共通キー
- ◎医学的処置の内容
- ◎診療行為、医薬品、特定器材

【国民健康保険レセプトデータ情報】

- ◎医療機関名・薬局名
- ◎診療科
  - ・ 国保連レセプト番号
  - ・ レセプト全国共通キー
  - ・ 給付割合
  - ・ 所得区分
  - ・ 診療開始日

- ・診療年月
- ・調剤年月
- ・診療実日数
- ・入院年月日
- ・退院年月日
- ・処方月日
- ◎病棟区分(精神、結核、療養)
  - ・決定点数
  - ・公費負担点数・金額
  - ・調剤料点数
  - ・薬剤料点数
  - ・本人負担金額
  - ・入院時食事回数
  - ・入院時食事療養決定金額
- ◎転帰区分(治癒・死亡・転医・中止)
- ◎傷病名、主傷病名
- ◎治療した部位等(頭部・腹部・消化器・気管支等の部位。診療報酬の請求上、記録は任意。)
- ◎医学的処置の内容(透析・整形・内視鏡等の内容。診療報酬の請求上、記録は任意。)
- ◎診療行為・医薬品・特定器材(点数・回数・使用量・名称・商品名・規格サイズ、薬剤の剤形・用法)

**【個人の同意を得られた情報】**

- ◎介護予防にかかる個人調査票の回答
  - ・個人の介護予防活動記録(介護予防施策への参加の有無・歩数・中強度の活動量等)
- ◎個人の身体データ(血圧・体組成データ・体力測定値等)